

〒145-0061 東京都大田区石川町1-14-11
グリーンヒルズ大岡山102号

Tel. 03-6421-8320 FAX 3728-5071
Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩

2013年
9月1日
第339号



http://www.geocities.jp/jrtoukairou/

2013年度基本協約・協定改訂交渉始まる 要求実現のため全組合員で闘おう！

2013年度基本協約・協定改訂交渉がスタートしました。団体交渉は第1回8月22日、第2回28日、第3回30日に開催されました。また、2013年度基本協約・協定改訂に関する追加申し入れ(『申』第9号)を8月22日提出しました(2面参照)。

第1回団交は、趣旨説明で組合側から「①社員を自殺に追い込む労務管理を改めよ、②一方的休日出勤解消、年休完全消化のため、適正要員を配置せよ、③希望者全員が65歳まで働けるため、専任Vを撤廃せよ、④職場で山積する諸問題を解決せよ」と訴えました。

これに対し会社は、「(経済状況・景気動向)今後の見通しとしては、なお楽観を許さない状況」とした上で、「業務全般わたる低コスト化のより一層の徹底や効率的な業務運営体制の構築等に不断に取り組むことを通じて、経営体力を強化していく。中央新幹線計画や名古屋駅新ビル計画をはじめとする次世代へ向けた経営課題に対処していくべき」と考え方を示しました。つまり、リニアのための経費削減・効率化を徹底して行うことを表明しました(『業務速報』No.871参照)。

第2、3回団交では、申し入れに対する会社の回答がされましたが、全

ての項目において全く誠意のない回答ばかりでした(『業務速報』No.872参照)。

本部は、今後の交渉の中で、職場の組合員の意見を会社につけていきます。職場問題解決のため

めに、職場闘争と連動させ、共に闘いをつくり上げていきましょう。

報復処分撤回裁判控訴審不当判決弾劾！

最高裁に上告！

8月7日、東京高等裁判所は、「減給処分無効確認等請求事件」(報復処分撤回裁判控訴審)控訴審で、一審原告である東京第二運輸所分会齊藤書記長の請求を却下し、被告JR東海の請求を認めるという極めて不当な判決を下しました。東京

地方裁判所は、JR他社などの社会通念上を考慮して、「減給処分は無効」という懲戒権の乱用を認めました。しかし、東京高裁はこの判決を全面否定し、会社の言い分のみを肯定したのです。

高裁判決の不当性は、第一に、管理者とのやりとりや齊藤書記長に待機を命じたことなどの事実認定を全て否定し、会社による虚偽のストーリーをそのまま採用したこと

第二は、管理者の判断やアルコール検知器の結果だけをもちに、齊藤書記長を酒気帯びに仕立て上げたことです。高裁は、会社が証拠として提出した、小田急電鉄や京浜急行電鉄は数値がゼロ、横浜市交通局は0.05mg/lとの比較をもちに、非違行為だとしています。しかし、会社は業務委員会まで開いてJR東海における基準値を0.15(後に0.1)mg/lとしたのです。そもそも、自社の基準値を採用しない方が問題なのです。

第三は、減給処分は懲戒解雇との比較において、はるかに軽度の処分と認定していることです。

齊藤書記長は、不当判決を許さないために、8月20日、最高裁判所に上告しました。



第二は、管理者の判断やアルコール検知器の結果だけをもちに、齊藤書記長を酒気帯びに仕立て上げたことです。高裁は、会社が証拠として提出した、小田急電鉄や京浜急行電鉄は数値がゼロ、横浜市交通局は0.05mg/lとの比較をもちに、非違行為だとしています。しかし、会社は業務委員会まで開いてJR東海における基準値を0.15(後に0.1)mg/lとしたのです。そもそも、自社の基準値を採用しない方が問題なのです。

第三は、減給処分は懲戒解雇との比較において、はるかに軽度の処分と認定していることです。

齊藤書記長は、不当判決を許さないために、8月20日、最高裁判所に上告しました。

齊藤書記長は、不当判決を許さないために、8月20日、最高裁判所に上告しました。

安倍

安倍首相は7月22日、記者会見で集団的自衛権行使容認について、「安全保障環境が大きく変わる中で国民を守るために何が必要かという観点から引き続き議論を進めると」と述べ、8月8日の閣議では内閣法制局山本長官を退任させ、後任に小松駐仏大使を任命した。▼小松新長官は、第一次安倍内閣で、集団的自衛権行使の容認に向け設置した有識者会議「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」に国際局長として携わった集団的自衛権行使の容認派である。そして、政府は13日の持ち回り閣議で集団的自衛権に関する憲法解釈について「有識者懇談会での議論を踏まえて対応をあらためて検討したい」との答弁書を決定した。▼安倍首相は8月9日、日本維新の会のブレインでもある経済評論家の堺屋太一氏を内閣参与に任命した。維新の会松井幹事長は、「本当に期待している」と述べ、政権との連携が深まることへの期待感を示した。維新の会は衆院で53、参院で9の議席を持ち、集団的自衛権の行使に賛成だ。改憲は衆参それぞれ3分の2以上の賛同を得なければ発議できないが、解釈改憲で法を通すには過半数の賛成で可能だ。このような愚行を許してならない。

基本協約・協定改訂に関する追加申し入れを提出

8月22日、本部は2013年度基本協約・協定改訂に関する追加申し入れ(『申』第9号)を提出しました。内容は以下の通りです。

I. 労使関係について
18・愛知県労働委員会(平成20年(不)第9号事件)で、平成23年9月8日付けで提出された中村明彦(当時的)の陳述書(乙第192号証)によると、会社は期末手当への減率適用の決定にあたり社員の非違行為を、①安全・安定輸送や快適な輸送サービス

の提供に直接かつ重大な問題を生じせしめるような行為、②安全・安定輸送や快適な輸送サービスの提供に直接かつ重大な問題を生じせしめるとまでは言えないものの、本来的な労務を提供する際に瑕疵のある行為、③上記①②に記載したものの以外の行為、の3区分に分類していることが明らかにされた。この非違行為区分については以下の通り明らかにすること。

(1) 非違行為区分の定義とすべての具体的非違行為、及び社員の期末手当に減率適用する場合の非違行為の回数、区分①②③の軽重等を明らかにすること。
(2) 非違行為区分は、まさに期末手当への減率適用事由区分であり、基本協約250条第1項に定められている「賞与の基準に関する事項」、すなわち団体交渉事由である。会社の見解を明らかにすること。

福島県避難区域 一時帰宅に同行

7月24、25日、新幹線地本組合員が、2度目となる、元原発労働者の福島県避難区域一時帰宅に同行しました。双葉町の小学校、高校、宅地や大熊町などを回りました。



倒壊したままの住宅(双葉町)



新築なのに住めない住宅(双葉町)



荒れ果てた常磐線の線路

裁判・労働委員会の闘い

行政訴訟控訴審Mが結審 名古屋中労委調査始まる

新幹線関西地本行政訴訟M控訴審(名古屋車両所分会掲示物撤去事件)の第3回口頭弁論が7月

29日、東京高等裁判所で開かれ結審しました。判決は10月2日です。名古屋地本ボーンナスカット中労委第1回調査が、7月31日行われました。この事件は、愛知県労働委員会が会社の主張を全面的に認め申し立てを棄却、名古屋地本が再申し立てを行っていたものです。



名古屋地本サマーキャンプ in 大芝高原オートキャンプ場(8月21、22日)

適用が正当でないこと、管理者の添乗や点呼の試問は、JR東海労働組合に対して恣意的に行われていること、などを訴えています。

田城議員 便り



安倍首相が、集団的自衛権の行使容認に向けてのめりになっていきます。今までは、政府答弁として「集団的自衛権は有するが、9条によって行使出来ない」としてきた内閣法制局長官を最高裁判事として体良く送り出し、代わりに法制局勤務経験のない外務省出身の行使容認派の高官に交代させたのです。あまりにも姑息なやり方ではないでしょうか。

今までは歴代の自民党政権は、解釈改憲しようにも野党の抵抗はもろろん、最終的には内閣法制局長官の答弁として「有するが行使出来ない」との見解によって行使してきませんでした。それが安倍政権では一転、長官の首を挿げ替えて強引に容認する方針のようです。このほかにも、自衛隊の運用を司る部分の背広組を無くし、制服組が運用も方針化するよう組織変更を進めること。自衛隊に海兵隊機能を持たせること。更に、自衛隊先制攻撃の方向性等を検討しています。

安倍首相は「なぜ国防軍を設置するのか?」という国会質問に、「自衛隊はすでに外国からは軍と見られている。だから憲法を事態に合わせて変えるのです」という主旨の答弁をしています。この考えから予測できるのは、集団的自衛権を容認させ、自衛隊の実質国防軍化を先行実施しておくことで、「実態に合わせて9条を改正することとは当然です」という流れをつくらうかと思えてなりません。

私は、絶対にこの流れを許してはならないと思います。なぜなら、改憲論議ほど、反対世論の高まりもないなかで武器輸出三原則の解禁も含め、改憲しなくとも戦争できる体制が完成してしまうからです。騙されてはいけません。また、国際的にはどのよう映るでしょうか。韓国、北朝鮮はもとより、国交回復後最悪の関係にある中国は、安倍政権のこの姿勢を見てどう思うか。「挑発するならこちらも軍備拡張するぞ」とならないか。中国から更に利益を上げたいアメリカは、中国と日本の軋轢をどう見るか。「日本は金儲けの邪魔をするなよ」とならないか。安倍政権は、国際的に孤立の道を歩んでいるように見えます。何れにしても、一度戦争が起これば犠牲になるのは我々労働者であり、女性や子ども、老人など社会的弱者であることは明らかです。私は、憲法9条改悪阻止はもちろん、集団的自衛権の行使や自衛隊の実質国防軍化、武器輸出三原則解禁など、あらゆる戦争への道に反対していきます。組合員の皆さん、共に闘いましょう!